

## 会 議 録

### 1. 会議名

上越市都市計画審議会

### 2. 議題（公開・非公開の別）

報告案件（公開）

(1) 立地適正化計画の策定について

### 3. 開催日時

平成28年3月28日（月）午後1時30分から

### 4. 開催場所

上越文化会館4階 大会議室

### 5. 傍聴人の数

0人

### 6. 非公開の理由

なし

### 7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：田村 三樹夫、中出 文平、宮崎 朋子、山岸 栄一、  
吉田 昌幸、蘆屋 秀幸（代理 澤田 龍太郎）、鈴木 興次、  
井部 辰男、平澤 しず子、田中 弘邦、吉村 久子、村椿 正子、  
大島 洋一、草間 敏幸、岩崎 康文
- ・事務局：市川部長、宮崎部参事、佐藤副課長、長谷川副課長、  
竹田係長、北島係長、大滝主任、宮崎主任、樋口主任、  
東條主任

### 8. 発言の内容

佐藤副課長：ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。本日は、年度末のご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます都市整備課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、委員のご出席状況についてご報告をさせていただきます。本日は、佐野委員、三沢委員、折笠委員から欠席のご連絡をいただいております。また、ご公務の関係で、蘆屋委員のご都合がつきませんでしたことから、代理といたしまして高田河川国道事務所 用地課長の澤田様にご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

本日は、委員総数19名のうち、御出席のご連絡をいただきました16名の皆様、内山委員はちょっと遅れてお越しになれるかと思ひ

ますが、現時点で 15 名の皆様から出席をいただいております。上越市都市計画審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、1/2 以上のご出席という状況になってございますので、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、都市整備部長からご挨拶を申し上げます。

市川部長： 都市整備部長の市川でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、年度末の大変お忙しい中、上越市都市計画審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より当市の都市計画行政に多大なるご理解、ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて本日の議題は、前回に引き続きまして「立地適正化計画の策定について」、でございます。

1 月の審議会では、当市の現状把握や、人口の将来見通しに関する分析、現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題の分析などについてご説明いたしました。その後、この分析結果に基づき、区域や施設の設定等について検討してまいりましたので、皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。本日ご審議いただく内容をもとに、新年度に市民説明会やパブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

今年度は皆様から多くのお時間をいただきまして、5 回の審議会を開催させていただきましたが、来年度も立地適正化計画を始め、都市計画の決定に関する様々な案件を予定しております。これまでの皆様のご協力に厚く御礼申し上げるとともに、引き続きのお力添えをお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

佐藤副課長： 続きまして資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、先日、ご送付申し上げました「次第」と「資料」のほか、受付でお配りいたしました「席次表」となっております。過不足等がございましたらお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、よろしいようですので、これより議題に入らせていただきます。上越市都市計画審議会運営規定第 2 条に基づき、中出会長から議長をお務めいただきます。中出会長、よろしくお願いいたします。

中出会長： それでは都市計画審議会を開催させていただきます。今ほど、部長の挨拶にもありましたように、本日は報告案件が1件で、前回に引き続き立地適正化計画の策定について、途中経過を報告いただくことになっております。それでは早速議題に入らせていただきます。「立地適正化計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

大滝主任： 立地適正化計画の策定につきまして、ご説明申し上げます前にすでに皆様にお配りしている資料につきまして、ご説明申し上げます。まず、資料1につきましては、「立地適正化計画の策定」としまして、居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設のそれぞれの案についての資料となっております。次に、資料2につきましては、立地適正化計画の策定に伴う「検討体制（案）」、資料3は、「住民説明会の進め方（案）」となっております。

それでは資料1により、ご説明申し上げます。

前回、1月27日に行われました上越市都市計画審議会の内容でご説明申し上げましたが、再度、立地適正化計画の概要であります、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律につきましてご説明申し上げます。多くの地方都市では、高齢化が進む中で市街地が拡散して低密度な市街地が形成されつつあり、また、大都市では高齢者が急増しております。このようなことから、今後も都市を持続可能なものとしていくために効率的な都市経営が求められており、都市の部分的な問題への対処療法ではなく、都市全体の観点から持続可能な取組を推進していくことが大きな課題となっております。このようなことから、国において平成26年8月に都市再生特別措置法を改正し、市町村において立地適正化計画の策定を可能としたものであります。

つづきまして、立地適正化計画策定の意義・役割につきまして、ご説明申し上げます。人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、郊外開発により中心市街地の人口減少が進み、市街地の拡散・低密度化が進行するなど、地方都市では社会経済情勢の変化に伴い急速な人口減少と高齢化が進み、市街地において低密度な市街地が形成されつつあります。これらを踏まえて国では、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりとしまして、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すこととしております。この「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の概念であります、生活サービス機能の計画的

配置、公共交通の充実、人口密度の維持をしていこうという考え方になり、この考え方は、先般策定した上越市都市計画マスタープランに合致するものであります。

この立地適正化計画の意義・役割としましては、上越市都市計画マスタープランでお示した方向性を具現化するため、都市全体を見渡したマスタープラン、都市計画と公共交通の一体化、都市計画と民間施設誘導の融合、時間軸を持ったアクションプランとしております。この立地適正化計画は、右図で示しております都市計画区域を立地適正化計画区域としております。さらにこの内側の市街化区域もしくは用途地域に、居住を誘導し人口密度を維持する居住誘導区域、さらに生活サービス機能等を誘導する都市機能誘導区域を定める必要があり、居住誘導区域の内側に定めることとなっております。区域のイメージとしましては、図の緑の着色が立地適正化計画区域、青の点線が市街化区域もしくは用途区域、青の着色が居住誘導区域、赤の着色が都市機能誘導区域となります。

次に、上越市立地適正化計画策定方針につきまして、ご説明申し上げます。前回の上越市都市計画審議会では課題のまとめをご説明申し上げましたが、策定方針としましては、市の上位計画である上越市総合計画や上越市都市計画マスタープランに即して方針を 3 つ定めております。方針 1 としましては、「都市計画マスタープランの将来都市構造を立地適正化計画に反映します」、方針 2 としましては、「複数の拠点と交通ネットワークによる持続可能な都市構造の実現に向けた居住誘導区域・都市機能誘導区域等を策定します」、方針 3 としましては、「地方都市の実情に応じた多様な移動手段を検討します」、としております。

次に、立地適正化計画で定める各種区域の方向性につきまして、前回ご説明をいたしました。再度、ご説明申し上げます。課題の 1 点目としましては、「市街地における人口密度の低下・高齢化への対応」に対しての対応の方向性は「市街化区域のなかでも一定のエリアにおいて適切な人口密度の維持」としてしております。課題の 2 点目としましては、「地方都市の実情に応じた交通手段の確保」に対しての対応の方向性は「公共交通を維持するため沿線や地方都市の実情を踏まえた多様な移動手段で利便性が高い道路沿線での必要な居住空間」としてしております。また、課題の 3 点目としましては、「生活を支える都市機能の維持・確保や拠点間の役割分担」に対しての対応の方向性は「駅の周辺や地域の拠点を中心として、日常生活に必要なサービス水

準を維持」、「拠点の特性や役割に応じた多様な都市機能の配置」としております。この課題の1点目と2点目につきましては、「人口の推進・維持を図り多様な機能を配置することで持続可能な機能を確保し居住などをゆるやかに誘導する区域」として「居住誘導区域」を、また、課題の3点目につきましては、「日常生活に必要な医療・福祉・教育文化、商業施設などの都市機能を配置し効率・快適性のあるサービス水準を必要とする区域」として「都市機能誘導区域」を設定していくものであります。

立地適正化計画における拠点の位置付けとしましては、上越市都市計画マスタープランでは拠点の機能により都市拠点、地域拠点、生活拠点、ゲートウェイの4つに区分しております。前回の上越市都市計画審議会では拠点ごとに施設立地状況を確認し、既に一定の都市機能が集積している緑色の線で囲まれた直江津駅周辺、春日山駅周辺、高田駅周辺、大潟区総合事務所周辺、上越妙高駅周辺、上越インターチェンジ周辺を立地適正化計画の拠点に位置付けいたしました。

次に、立地適正化計画で定める各種区域のイメージにつきましてご説明申し上げます。左図になりますが、まず、外側の黒線で示しておりますのが都市計画区域、その内側に茶線の市街化区域、青の着色が人口の推進・維持を図り多様な機能を配置することで持続可能な機能を確保し居住などを緩やかに誘導する区域である居住誘導区域となります。次に青の点線の内側で赤色の丸、その赤色の下の青色の丸、右側の緑色の丸で示しておりますのが、日常生活に必要な医療・福祉・教育文化、商業施設などの都市機能を配置し効率・快適性のあるサービス水準を確保する区域である都市機能誘導区域となります。イメージとしましては、赤色の丸が上から直江津駅周辺、春日山駅周辺、高田駅周辺を、青色の丸が上越妙高駅周辺を、右側の緑色の丸が大潟区総合事務所周辺をイメージしております。また、青色で着色され、先ほどの青の点線で示しております居住誘導区域の外側の区域は、特に誘導は行わず日常の生活をしていただいても構わない区域であり、生活に必要な利便施設は配置しますが、政策的な誘導は行わない居住区域としております。

居住誘導区域設定の大きな方向としましては、上越市都市計画マスタープランの都市構造で定められております面・点・線における、線をネットワーク、面をまちなか居住、基盤整備としております。

都市計画法の都市計画運用指針においては居住誘導区域設定では、3つ定めており、1つ目としましては、「都市機能や居住が集積してい

る都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域」、2 つ目としましては、「都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」、3 つ目としましては、「合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域」としております。この運用指針に基づき、本市における居住誘導区域を定める区域の考え方としましては、「利便性の高い地域」、「拠点性の高い人口集積地域」、「現況で高い人口密度を有する地域」、「既に基盤整備が行われている地域」、「主要道路沿いで多様な移動手段があり効率よく暮らせる生活基盤が整った地域」としております。これらの地域でそれぞれ大きく4つの区域設定の視点、具体的な考え方を基にまとめておりますが、個々の詳細につきましては、次ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、居住誘導区域の定める大きく4つの区域につきまして、個々にご説明申し上げます。

まず、「利便性の高い地域」としましては、一定水準以上の公共交通が徒歩で利用できる区域としております。具体的には右図では青色の斜線で示しております鉄道駅から800mの圏域及びピーク時運行本数片道3本以上のバス停から300mの圏域であります。この鉄道駅、バス停の徒歩圏域としましては、国の都市構造の評価に関するハンドブックを参考にそれぞれ800m、300mに設定しております。また、バス運行本数としましては、都市再構築戦略事業の中心拠点区域設定の要件のひとつであるピーク時運行本数片道3本以上に設定しております。次に、右図では紫色の斜線で示しております拠点間幹線道路バス停から300mの圏域であります。これにつきましては、公共交通政策と連携した圏域として、えちごトキめき鉄道の西側で市の幹線道路の一つである主要地方道上越新井線、通称山麓線及び国道18号の西側で高田方面と直江津方面を結ぶ県道板倉直江津線、通称富岡線を設定しております。

次に、「利便性の高い地域」としましては、まちなか居住・再生に向けた事業を計画・実施している区域としております。具体的には地域に必要な都市機能を整備することにより、持続可能な集約型都市構造への再構築を図ることを目的とした事業である都市再構築戦略事業の区域で、下の図では左側は高田地区、右側は直江津地区の区域を示しております。主な事業としては、高田地区では（仮称）厚生産業会館など、直江津地区では（仮称）新水族博物館などの事業が進めら

れております。

次に、「拠点性の高い人口集積地域」、「現況で高い人口密度を有する地域」、「既に基盤整備が行われた地域」としましては、既に人口及び都市機能の集積があり今後ともこれらの集積を生かして居住を推進する区域としております。具体的には右図では肌色で着色して示しております昭和 55 年の人口集中地区、赤色で着色して示しております平成 22 年の国勢調査において高密度の人口集積のある区域としております。この高密度とは運用指針においては、人口密度が 1 ヘクタール当たり 60 人以上としており、住宅団地の人口密度は土地利用の低い地域であっても 1 ヘクタール当たり 60 人以上とすることを基本とすることから引用しております。

次に、「主要道路沿いで多様な移動手段があり効率よく暮らせる生活基盤が整った地域」としましては、新たな公共投資を必要としない居住環境が形成されており、将来にわたって居住を促進する区域としております。具体的には右図では緑色で着色して示しております土地区画整理事業区域、黄色で着色して示しております 1 ヘクタール以上の大規模宅地開発区域、黄緑色で着色して示しております良好な居住環境の形成を目的とした地区計画を定めている地区としております。

今まで居住誘導区域を定める区域をご説明申し上げましたが、その区域をまとめたものが右図の緑色で着色したところになっております。

続きまして、運用指針に基づき居住誘導区域から除外する地域の考え方としましては、「災害の危険性のある地域」、「工業系用途地域」、「居住制限地域」、「未利用地」、「大規模施設用地」としております。これらの地域で法令上からの区域設定の視点、具体的な考え方を右の表でまとめておりますが、個々の詳細につきましては、次ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、法令上に基づき居住誘導区域から除外する区域につきまして、個々にご説明申し上げます。

まず、「災害の危険性のある地域」としましては、災害防止の観点から、含まないこととすべきである区域としております。具体的には右図では赤色で示しております土砂災害特別警戒区域であります。運用指針では、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域として、土砂災害特別警戒区域、津波災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などがありますが、このうち、本市における市街化区域内の赤色でさらに青色点線で示しており

ます土砂災害特別警戒区域を指定しております。

次に、「工業系用途地域」としましては、用途地域のうち、将来的な住宅地等の開発が見込まれない区域としております。運用指針では、工業専用地域は、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域としております。具体的には右図では青色で示しております工業地域、紺色で示しております工業専用地域、直江津港周辺で紫色の斜線で示しております臨港地区であります。

次に、「居住制限地域」としましては、特別用途地区、地区計画のうち条例により住宅の建築が制限されている区域としております。運用指針では、地区計画で居住を制限している地区については、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域としております。具体的には右図では紫色で示しております条例は制定しておりませんが、都市計画法第 12 条の 4 に基づく地区計画により居住を制限している地区であります。

次に、「未利用地」としましては、過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域としております。運用指針では、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域としております。具体的には右図では黄色で示しております将来宅地化の見込みのない 2 ヘクタール以上の未利用地であります。

次に、「大規模施設用地」としましては、既に土地利用されている工場、倉庫、防衛施設用地などの日常生活サービスに寄与しない大規模施設用地として、具体的には右図では赤色で示しております 2 ヘクタール以上のまとまりのある大規模施設用地としております。

以上のことから居住誘導区域として定める区域、区域から除外すべき区域をまとめてイメージ図にいたしますと、赤色で着色して示しておりますのが市街化区域となりますがその中に青色の点線の鉄道駅 800m圏、赤色の点線のピーク時 3 本以上バス停など 300m圏、紫色で着色の昭和 55 年 DID 地区、人口密度の高い集積地、都市整備が既に形成されている土地区画整理事業区域、1 ヘクタール以上の大規模開発などの区域を居住誘導区域として赤線で示しております。この居住誘導区域には外縁部に紺色で着色して示しております工業系用途地域などの居住に適さない区域や、一団の区域とならない飛び地状の区域、2 ヘクタール以上の大規模施設用地は今までの整理から居住との一体性が難しいため、区域に含んでおりません。

次に、今までご説明申し上げました居住誘導区域（案）を具体的に

左図の緑色で示しております。居住誘導区域を定める区域としましては、先ほどの居住誘導区域を定める整理から、面積は約 3,873 ヘクタールとなります。居住誘導区域から除外する区域としましては、同じく先ほどの居住誘導区域から除外する整理から面積は約 568 ヘクタールとなります。左図の赤色で示しております市街化区域の全体面積が約 4,468 ヘクタールであり、そのうち緑色で示しております居住誘導区域の面積が約 3,305 ヘクタールとなりますので、市街化区域の面積割合としましては約 74 パーセントであります。この居住誘導区域内の人口密度としましては、ヘクタール当たり 41.1 人となっております。

樋口主任： 続きまして、都市機能誘導区域につきましてご説明申し上げます。都市機能誘導区域は、日常生活に必要な医療・福祉・教育文化・商業施設などの都市機能を配置し、効率・快適性のあるサービス水準を確保する区域であります。上越市都市計画マスタープランでは、市の都市構造を面・点・線として位置付けており、都市機能誘導区域においては、この「点」である拠点について区域を設定していきます。

次に、その「点」である拠点の具体的な位置付けにつきまして、ご説明申し上げます。拠点につきましては、都市計画マスタープランにおける都市拠点である「直江津駅周辺」「春日山駅周辺」「高田駅周辺」、地域拠点である「大潟区」、ゲートウェイである「上越妙高駅周辺」「上越インターチェンジ周辺」の計 6 地区を都市機能誘導区域として設定いたします。

次に、都市機能誘導区域の考え方につきましてご説明申し上げます。

都市機能誘導区域については「区域」と「その区域の中に誘導する施設」、「誘導する施設的具体施策」、の 3 つの項目を設定していきます。まず、設定の方針としまして、都市機能誘導区域は、各種生活サービス施設の効率的な提供が図られる必要があるため、居住誘導区域の内側に設定いたします。更に拠点の位置付けや各拠点の現況を踏まえて区域を定め、区域の中に居住機能や都市機能の適切な配置を誘導するための施策を検討したいと考えております。これらの方針を踏まえ、まず「区域」につきましては、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、配置することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域として設定したいと考えております。

次に「誘導施設」につきましては、医療・福祉・商業等など日常生活に身近な都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設に加え、各拠点の地域特性を活かしながら、必要な施設を設定した

いと考えております。また「誘導施策」につきましては、これらの誘導施設の立地を促進するために、今後は財政上、金融上、税制上などの支援措置等を含めて検討していきたいと考えておりますが、こちらについては政策的な部分もあり詳細が決まっていないため、今後方針が決まり次第ご報告させていただきます。

それでは、今ほどご説明いたしました3つの項目「区域・誘導施設・誘導施策」の設定につきまして、それぞれもう少し詳しくご説明させていただきます。

まず「都市機能誘導区域」の設定についてご説明いたします。区域設定については、運用指針において4つの基本的な考え方が示されております。1つ目、アとして「都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域」とされており、これは拠点性の話をしております。2つ目、イとして「都市機能が一定程度充実している区域」とされており、これは施設の集積状況の話をしてしております。3つ目、ウとして「周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域」とされており、これは電車やバスの利便性の高い区域の話をしてしております。4つ目、エとして「区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲」とされており、これは概ね前段のイとウに該当する区域の話をしてしております。

これを踏まえて、上越市における都市機能誘導区域の設定の考え方としまして、運用指針を踏まえ、基本的な基準として、まずは前ページの考え方を網羅していきます。

アは、「都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域」として、都市計画マスタープランにおける6拠点。イは、「都市機能が一定程度充実している区域」として、医療・福祉・商業・教育・公益施設の集積が見られる区域。ウは、「周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域」として、鉄道駅から800m以内の区域及びピーク時片道3本以上のバス停から300m以内の区域。エは、「区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲」として、イとウを概ね満足する区域、とそれぞれ整理しております。

さらに、上越市として独自に都市機能誘導区域に追加する要素として、運用指針の基本的な考え方に加え、市独自の考え方を2つ追加しております。1つ目は、天気を気にせず歩いて暮らせるまちづくりを勘案して「雁木のある道路沿い」、2つ目は、車社会を勘案し、沿道

土地利用の高い「主要な道路沿い」のそれぞれについて、区域を決定してまいりたいと考えております。次ページ以降で各拠点の検討項目を図により示しております。

まず、図の見方ではありますが、左上の【 】の中に示します〇〇地区の部分が、運用指針の「ア」に当たります。次に STEP1 については、「イ」に当たり、「生活サービス施設の多く立地する箇所」として検討しております。次に STEP2 については、「ウ」に当たり、「鉄道駅や運行頻度の高いバス停周辺」として検討しております。「エ」については、STEP1 と STEP2 を概ね満足する範囲と考えております。次に STEP3 については、市独自に追加する要素として「雁木のある道路」と「主要な道路沿い」であり、これら STEP を踏まえて検討した概ねの範囲が右下の図になり、各地区においても同様の方法で検討しております。

まず、直江津地区では、直江津駅を中心として多くの生活サービス施設が立地しており、駅周辺は主要な道路での公共交通が充実していることがわかります。これらを踏まえての都市機能誘導区域のおおむねの範囲が右下の図となります。

続いて、春日山駅周辺地区及び上越インターチェンジ周辺地区につきまして、生活サービス施設の立地状況、鉄道駅や運行頻度の高いバス停の周辺、主要な道路などを踏まえての都市機能誘導区域のおおむねの範囲が右下の図となります。

高田地区につきましては、機能誘導区域のおおむねの範囲が右下の図となります。高田地区では、南高田駅の周辺も視野に入れた範囲としています。

上越妙高駅周辺地区につきましては、周辺住民の生活利便性の向上や市内外を行き来する玄関口として、人々をもてなすにふさわしい機能の集積を図ることも視野に入れた範囲としています。

大潟区総合事務所周辺地区につきましては、施設の集積状況の高い大潟区総合事務所周辺の潟町駅や土底浜駅を視野に入れたおおむねの範囲としています。

続きまして、都市機能が一定程度充実している区域としまして、各拠点の生活圏に占める都市機能誘導区域内の施設数の割合についてご説明申し上げます。これは、運用指針による「イ」と、市の検討の STEP1 の検証として調査しております。

表の見方ですが、集計区分の区域内が都市機能誘導区域(案)の中の施設数を示しており、生活圏内が都市計画マスタープランの地域分け

による圏域内の施設数を示しております。要約すると、各地区の生活圏の中にどれだけの施設があって、その内どれだけの施設が都市機能誘導区域(案)の中にあるのかを表しております。この表では、まず生活に身近な施設として「スーパー、コンビニ、診療所、通所介護、小規模多機能型居宅介護、幼稚園、保育所」の割合を確認しました。中には、地区内にない施設もありますが、各拠点の合計で考えた場合、これらの施設の都市機能誘導区域(案)内に占める割合は、37.5%～72.7%となっております。

次に、こちらの表では、生活に身近な施設に対し、日常生活に必要でかつ、拠点性の高い施設につきまして検証いたしました。施設については、「病院、地域包括支援センター、高等学校、図書館、博物館、市役所の本庁と出張所」をさきほどの身近な施設と同様に確認いたしました。合計をご覧いただくと、これらの施設については62.5%～100%と、高い割合を示しており、拠点性が高く区域の中心にあることが望ましい施設については、既に一定程度区域の中心に集積していることがわかりました。

先ほどの33ページも含めてになりますが、身近な施設につきましては、各地区の中心に一定程度集積しながらも、生活圏にもバランスよく配置していること、そして拠点性の高い施設につきましては、区域内にすでに一定程度集積していることが確認できたことから、都市機能誘導区域のおおむねの範囲について、一定の施設配置を確認できたものと考えております。

続いて、「誘導施設」の設定につきましてご説明申し上げます。上越市では、都市再生特別措置法や都市計画法の都市計画運用指針から読み取ることのできる医療施設・福祉施設・商業施設・行政施設などの日常生活に必要な生活利便施設に加え、上越市として必要な独自の視点から、日常生活に必要な施設に加え、働く施設や遊ぶ施設、食べる施設や情報を発信する施設、また、来訪者を迎える施設なども必要な都市機能施設として、当計画に位置付けていきたいと考えております。

まず、日常生活に必要な生活利便施設の設定につきましてご説明申し上げます。誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、「病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設」、「子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等

の子育て支援施設、小学校等の教育施設」、「集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設」、「行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設」などを定めることが考えられる、とされております。これを踏まえて、上越市では、医療施設である「病院・診療所」、社会福祉施設である「通所型社会福祉施設、地域包括支援センター」、教育文化施設である「保育所・小中学校・高等学校・図書館・博物館」、行政施設である「市役所」、商業施設である「スーパーマーケット」等を誘導施設として検討してまいりたいと考えております。

次に、上越市が独自の視点で位置付ける施設につきましてご説明申し上げます。こちらの施設につきましては、上越市都市計画マスタープランで一定の考え方が示されております。都市拠点を持つ現況機能として「洋服などの買回品を購入する店、大型商業施設または商業施設の集積、総合病院または医療機関の集積、図書館、文化施設、ビジネスホテル、コンベンション施設など」としております。また、都市拠点は、地域拠点・生活拠点が持つ機能も有することが望ましいとして、「スーパー、ホームセンター、金融機関、福祉施設、体育施設」や「生鮮食料品などの最寄品を購入する店、行政窓口、郵便局、農協、コミュニティ施設、保育所、小・中学校、医療機関、公共交通など」としております。

更に、拠点別の特性と役割につきましても整理しております。上越市が独自の視点で位置付ける誘導施設につきましては、この各拠点の特性や役割、また、特色のある施設を設定したいと考えております。

これらを踏まえて、考えられる施設を案としてまとめております。代表的な施設案としては、居住者にとって「働く施設」であるオフィスや事務所など、まちの賑わいを生む「人を集める施設」であるコンベンション施設や娯楽施設など、広域交流拠点を活かした「人を迎える施設」であるホテルや料亭、旅館などを考えております。更に、各地区の特性から見た施設案として、直江津地区では、「海洋資源を活用した水族博物館」、「海産物を活かした飲食店」など、春日山駅周辺地区では、「各種行政機能」、「体育館、水泳場、スポーツジム」、「文化の拠点として文化会館・コンベンションホール」など、上越インターチェンジ周辺地区では、「地の利を活かした交流施設」、「上越地域全体を支える大型商業施設」など、高田地区では、「雁木、町屋を活かした情報発信施設」、「風情ある古き良き料亭・旅館」、「上越の食文化を発信する飲食店」、「歴史的背景から見た教育施設の集積」な

ど、上越妙高駅周辺では、「来訪者に滞在してもらうホテル」、「観光客のための情報発信施設」、「上越の食文化を発信する飲食店」、「広域ビジネスの拠点となるオフィス」、「新幹線を利用し通いが可能になる大学・専修学校」、大潟区総合事務所周辺では、「中心拠点を補てんする、日常生活に必要な都市機能」、「温泉資源を活かした情報発信・宿泊施設」などを考えております。今後、これらを一つの基準として検討を進めていきたいと考えております。

次に、資料2の検討体制(案)につきまして、ご説明申し上げます。左図が検討体制フロー図となっておりますが、今後については事務局において本日のご意見をふまえ関係課と調整を図りまして案を作成し、説明会の開催を行い上越市都市計画審議会や上越市議会の皆様にご報告させていただき、さらにパブリックコメントの実施などを行い、市民の皆様からのご意見をとりまとめ、庁内担当部局と調整を行いながら、再度、上越市都市計画審議会及び上越市議会にご報告させていただき、策定した上越市立地適正化計画を県に送付し、来年度に公表する予定となっております。

次に、資料3の住民説明会の進め方(案)につきましてご説明申し上げます。

住民説明会の進め方としましては、事務局で作成した上越市立地適正化計画(素案)について、地元の意見を踏まえた計画とするために、まず、地域の代表者を対象に住民説明会を行いたいと考えております。

説明会の開催単位としましては、都市拠点である直江津駅周辺地域、春日山駅周辺地域、高田駅周辺地域とゲートウェイである上越妙高駅周辺地域の市街化区域内で、上越市都市計画マスタープランの地域別構想の区割り単位で各1回開催いたします。開催形式としましては、事務局で作成した素案について、ご意見をいただく説明会形式で考えております。参集者として、立地適正化計画を策定する拠点ごとの各地区町内会長連絡協議会会長、各町内会長を考えております。

説明会の概要としましては、立地適正化計画の策定目的、概要、方針(案)、居住誘導区域(案)、都市機能誘導区域(案)、誘導施設(案)につきまして、ご説明させていただきたいと考えております。この内容については非常に複雑な制度であるため、分かりやすく丁寧にご説明をさせていただく予定です。その後については、市民からの意見を踏まえた計画とするため、全市民を対象にパブリックコメントを行い、さらに広くご意見をお聞きしていきたいと考えております。

最後に、計画策定までのスケジュールについてご説明申し上げます。

資料1の40ページをご覧ください。今年度は計画方針（案）を策定いたしまして28年度前半は住民説明会の開催、その結果を上越市都市計画審議会や上越市議会への報告、さらにパブリックコメントを実施して市民の皆様からのご意見をふまえた形で再度、上越市都市計画審議会、上越市議会にご報告をさせていただき、公表したいと考えております。

以上を持ちまして、説明を終わります。

中出会長： ありがとうございます。だいぶボリュームが多いですが、居住誘導区域の考え方と設定の案、それから都市機能誘導区域の設定の考え方と案ということについて、説明をいただきました。それから加えて検討体制あるいは住民説明会の進め方についての説明がありましたが、まず資料1の部分について、質問、ご意見があれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。

山岸委員： エリアを都市計画区域の市街化区域の中に限定するということが大前提になっていて、まちとしては柿崎の方が多分大きいとは思いますが、それが、柿崎が入らずに大潟が入っている。そのことによって今後どれだけ大潟区、柿崎区が違ってくるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、市街化区域の中なので簡単に言えば高田、春日山、直江津のまちなかの話だと思います。国全体の施策でコンパクトシティと言っている中でまちなか活性化の話がありますが、この案を見ると、緑の網のかかった居住誘導区域内であれば、どんどん住宅開発をしいいということだと思えます。そうするとますます雁木通りだとか直江津のまちなかから、逆に住む人がいなくなるのではないかというような懸念が多少あります。その辺の関係をどう考えるのかという2つについて、現段階での考え方を聞かせていただければと思います。

宮崎部参事： まず、柿崎と大潟の違いはどうなるかというご質問でございます。前回ご説明しましたように、立地適正化計画をどの範囲で作るか、エリアをどうするかということで、その時に一番大きかったのは人口集中地区を持っている都市計画区域ということでした。柿崎と上越と中郷がありますけれど、中郷は用途地域が設定されていませんので、まず対象ではない。それから人口集中地区がどのような形になっているかと申しますと、やはり非線引き都市というのはどうしても拡散型で

都市計画では誘導しきれない部分というのが大きくございまして、柿崎は人口集中地区がないということで、上越都市計画の中の市街化区域を居住誘導区域として絞り込んでいくという作業を進めたところでございます。

先ほど最後の方で、上越市の独自の考え方ということで都市機能誘導施設のまちなかの部分についてご説明させていただきましたが、この立地適正化計画そのものが、今の段階では、その前段で説明申し上げましたような、いわゆる生活に必要なものはその中で、という程度のゆるい決めになっています。今、国が定めている部分は、まちを考えていくうえでは不足しているんだろうと思っておりますが、端的に申し上げて補助事業の仕事のために作っているという部分もございませぬ。

大潟の方にどういう施設が行くかということも含めて、これからもう少し詰めていかなければなりません、今、この中で居住誘導施設として挙げられているものには、保育園や小学校、中学校など一般的に普通に住んでいて必要なものまで入ってきております。その区域に設定されていてもされていなくても、必要なものは必要なものとして整備をしてまいりたいと考えておりますので、柿崎と大潟が大きく変わる、現況から変わっていくというようなことは想定していないところでございます。

それから、委員ご指摘のとおり、緑色の部分の中では開発が進められるということで、その一方でまちなかに人が少なくなって、密度が下がっていくということがございます。そういう中ではこの緑をもっともっと小さく、狭める作業が必要ではないかという論議が出てまいります。ただ、まちなかにつきましては、これまで道路や下水などいろいろな整備を進めてきましたので、それを有効に活用して住みやすくする中で活性化をしていきたいと考えております。先ほども申し上げましたように、まちなかを本当に活性化しようとした時に中心部に何が必要なのかという論議が抜けておりまして、それで最後の方に上越市独自の考えとして、まちなかに何が必要なのかということを書き込ませていただきました。そういったものを見据えながらどうやって誘導していくかという、そこを上越市独自でもう少しきちんと出して、最後の方に載っております施設関係を、赤い線で囲ったところに誘導していきたいと思っております。いわゆる計画での誘導ですので、直接実施をする、こうやって持ってくるんだということが若干弱いところがございますけれど、考え方としてはそういうような方針を

出していきたいというふうに考えております。

山岸委員： 前段の大潟と柿崎の話については、別段今後も変わらないということで、そうするとこの線引き自体がどういう意味があるんだという話になってしまいますが、国の施策でこういうものが必要なんだと、柿崎の方は市街化区域がないから入れないんだということで割り切ってそれはそれで了解します。

2つ目の話も、行政的にはできることは限られていて、もちろん本町や直江津にもマンションが建てばそれだけ人が増えるし、そういったいろいろなことがあるんだと思いますが、市の方針としてもっと強烈に、きちんとまちなかの活性化と居住とを絡めて何か施策があれば、そういったことを絡めて何かするのも一つの方向かなと思います。後半は意見でした。

中出会長： どうもありがとうございます。今、日本中で220ほどの自治体が立地適正化計画を作ろうとしていますが、居住誘導区域を設定することは、それぞれの自治体がどれだけ覚悟を決められるかということなので、そういう意味では上越市はほとんど覚悟を決めていないと思っています。市街化区域のうちの居住誘導区域が74%だと書いてありますが、土砂災害特別警戒区域とか工業専用地域、工業地域、臨港地区とか人が少ないところとかを除いたら、結局外しているところはほとんどないわけです。本当に居住誘導されるのかということ、住めない部分の方が少なく、今の市街化区域にほとんど人が住めるわけですから、住んでいないところに住まないだけであって、住めるところに住むということです。そういう意味で、今の居住誘導区域の案では、上越市は全国的に見れば覚悟がほとんどできていないと思いますので、これから議論する中でどういうふうに考えていくのかということが必要だと思います。ただ、市民の方に誤解を生みそうなのは、居住誘導区域から外れると人が住んではいけないのかと思われることがあるんですが、実際にそういうことはなくて、居住誘導区域が居住を誘導するので、積極的な開発は居住誘導区域の中でしかできないということを行っているだけです。住み続けることに関して問題はないし、住み続けることに関しての担保はされるので、そのあたりのところをもう少しきっちり市民に説明する必要があります。

私は、上越市がこんなに広い面積を30年後も50年後も今の市の財政体制で維持できるとは全く思わないので、要するにそこは覚悟の間

題です。自分たちはいなくなるから、将来につけを残せばいいというふうにするかどうかで、実際、札幌市とかは3割くらいしか居住誘導区域を定めていません。もうすぐ富山市も出てきますが、富山市は25%くらいです。熊本で6割弱、55%くらい。そういった感じなので、上越市の覚悟の決め方は、もう市街化区域を広げてしまったところで明らかに不適切なところは外すことにしている、という絵にしか残念ながら取れない。一団の区域とならない飛び地状の区域は居住誘導区域から外すと書いてありますが、基本的に居住誘導区域内の密度41人、これは現状の密度ですよね。だから将来的に人口が21万から16万になった時には、これの5分の4以下になるわけです。もっと密度が低くなるのをそれでよしとしているということになるんだと思うので、このあたりはもう少しちゃんと議論をしたほうがいいと私は思います。

草間委員： 今ほどの事務局の御答弁は前回の審議会の内容と一緒に、ただ絵に描いただけだよと、そんなふう聞こえてくるんですが、それにしてもこれだけかけて計画を作って公表するわけですから、何のために作ったのかしっかりとした目標があって住民の方に説明しないと、何を説明しているのかよくわからないという部分があると思います。コンパクトシティにしなければならないという、既に地方創生の中で2040年の上越市の人口が16万人という、それを推定してこういう図面を描いているのかなと私なりに解釈はしているんですが、その点はいかがでしょうか。どんな感じで将来人口とすり合わせてこの計画を作っているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

宮崎部参事： 人口と人口密度の関係でございまして。会長のほうからもご指摘がありましたように、さらに密度が下がっていく状況になっていこうかと思っております。今回、このエリアの設定にあたっては、先ほども申し上げましたとおり機械的に区域を落とし込んできたというところがございます。今、緑色に塗らせていただいた部分については、かなりの部分で開発が行われておりますが、実際のところ売れていなかったり活用されていなかったりというエリアがほとんどです。そういう中で申し上げますと、先ほど会長からもご指摘がありました密度なり、適正な人口配置をしようとするればさらに小さくなってまいります。これが制度上の線引きであればこんな形にはなりません、今の段階では人口と土地利用との整合は図られていないのが実態でございまして。ただ

一つ都市計画で新たに編入する区域については、通常1ヘクタール当たり60人を基準にしておるところですが、上越市の場合は積雪地だということも含めまして1ヘクタール当たり40人を使ってきた経緯がございます。先ほど会長からのご指摘の通り、人口減少を踏まえてきちっとした線の見直しをしていこうとしたときに、密度の基準はどの辺が妥当なのかということも再度議論していく必要があるかと思えます。

今回の部分について何のためにやっているのかと申しますと、方向性をコンパクト化ということで出させていただくことと、都市機能誘導区域の中の整備を効率よくやっていきたいということで設定をさせていただいているところでございます。

宮崎委員：16ページの居住誘導区域から除外する区域の災害のところですが、土砂災害だけになっています。津波や地震、大雪とか、いろいろな災害があると思いますが、他の災害については何か示すことがおありになるのかなと疑問がありました。

それと19ページの未利用地について、過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現しなかったということですが、どうして実現しなかったのかを聞かせていただければと思います。

それと、今後人口が減少していく中で、住む場所を割とコンパクトにしていく、誘導していくことによって都市の機能が活性化するんだよということで、先ほど会長からもお話がありましたように、市民の方はここに住んではいけないのかとちょっと不安になるような言い方もありました。言葉の説明をもう少し丁寧にしていただきたいと思えます。

それから、33ページの 카테고리を見ますと、例えば高田では診療所とかコンビニとか生活できるようなものがたくさんあるんですが、カテゴリー別にわけると、地区によって割とボリュームが違っていると思えます。今後、コンパクトシティにしていく場合に、それぞれの拠点に例えば診療所をどれくらいの割合で持ってくるのか、まんべんなくそれぞれのところで生活が一通りできるように分けていくといった考え方なのか、それとも拠点によって、ここは医療のボリュームがあるように、というようなイメージで考えていらっしゃるのか、私たちのまちがそれぞれどんなふうになって行くのかというところが見えてくるといいのかなと思えますが、そういう分け方の考え方についてお話をいただきたいと思えます。

中出会長： 3つあるので、まず1つ目、居住に適さない地域の考え方で、今は土砂災害防止法の特別警戒区域だけを外しているけれど、ということで、津波に関する法律の津波災害特別警戒区域はどうするのかということと、水害のハザードマップもありますよね。雪害は全部入ってしまうからちょっと難しいかもしれないですが、津波と洪水はどう考えるのかということ、まずそこからお願いします。

宮崎部参事： 根本的に建築基準法と連動しているのが土砂災害防止法で、そのほかについては建築基準法との関連が出てきていないのでこれだけが対象になっています。津波につきましては新たなハザードマップを作成している最中でございますので、ここには書かれないというのが一点と、前回のハザードマップでは、海岸部で若干浸水区域が出ていますけれど大きなものはないというのが一点。水害についてはハザードマップが出ておりますが、いずれにいたしましても市街化区域内に編入する段階で河川を管理している国や県との協議を行いながら、開発等については対応するというように考えていますので、その部分については除外をさせていただいているということでもあります。

中出会長： 上越市は建築基準法で建ててはいけないところしか外さないということだということで、自治体によっては水害で湛水想定が2m以上なら外すとかいうことをやっている自治体もあります。確かに日本海側は津波のハザードマップが遅いですが、もし出てきたらそれは法律上外せということになると思いますが、そっちも実はちょっと覚悟が弱いと思います。居住誘導区域でもしも洪水が起きた時には、行政訴訟をされても文句は言えないということはあるので、そこは覚悟をして。そういう意味でこの計画は覚悟がいる計画だということです。全国で千何百ある自治体のうち220しか作らない。作れないと言っている自治体もあるわけです。

では2番目の19ページ、市街化区域に入れたのに、なぜちゃんと居住の集積が実現しなかったのか、というところについてお願いします。

宮崎部参事： 一つ一つ場所によって異なりますが、もともと住居系でなかったところが主なところでございます。それから、開発が見込まれる前提で整備をしてきたところがございますけれど、その部分については

民間開発が進まなかったということでございます。

中出会長： 住居系ではなかったということは、用途地域が準工業地域とこだわったということですか。

宮崎部参事： 準工業地域になります。

中出会長： 3番目の質問が33ページ、34ページの居住誘導区域に集積させる機能について拠点ごとにどう考えるのかという質問でした。

宮崎部参事： 33ページに書かせていただいているものは、一定程度どちらでも必要になってまいります。34ページに書かせていただいているものにつきましては、地域ごとに誘導していく部分が出てくると思います。ですので、機能誘導施設につきましては、ものによっていわゆる日常生活に必要なものと広域的に必要なものの二通りあるかと思えますので、それは区域ごとに考えてまいります。

中出会長： 33ページの身近な施設の方はまんべんなく、34ページの方は都市に一つとか二つとかあればいいというようなものも含めて拠点性が高いものについては、6つの拠点のそれぞれにまんべんなくということですよ。他にいかがでしょうか。

それでは、ちょっと先に進ませていただいて、検討体制は庁内で議論した案を都市計画審議会と議会にキャッチボールするということと、後は説明会とパブコメということが示されているのですが、これについて何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

よろしければ、3番目の住民説明会の進め方のところも含めてご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

中出会長： 私から。説明会の参集者を町内会長連絡協議会の会長と各町内会長にしているんですが、皆さんご高齢の方ばかりですよ。普通の市民はどうして住民説明会に出られないのかと思うんですが、そこはどうされるんですか。住民にパブコメだけで、要するに説明なしに資料だけ見せてパブコメで答えてこいと、答えなかったら意見がなかったとする、というのではないように思うのですが。住民説明会の開催の仕方は丁寧にしないと。町内会長さんだけでいいのかという私はそこがちょっと不安です。その辺はいかがでしょう。

宮崎部参事： 事務局の方で、今、町内会長連絡協議会ということで考えています。前回、都市計画マスタープランの時に各地区で説明会をさせていただいたんですが、その時の経験で、若い人たちからあまり関心を持っていただけなかったことから、このような形をとらせていただいたところですよ。若い人にどうやって意見を聞くかということにつきましてはもう少し検討させていただきたいと思います。

中出会長： 都市計画マスタープランについては、個人の権利の制限が全くかからないけれど、今度の立地適正化計画については個人の制限がかかる可能性もあるわけですし、住み続けることに関して問題はないけれど、何かをやろうと思った時に居住誘導区域から外れた場所では3戸以上の開発ができないとか、そういう意味では制限がかかりますよね。だからその辺りのことを考えると、少なくとも都市計画マスタープランよりはもうちょっと丁寧にしなないと。後で個人の権利の制限がかかってきたときに知らなかったとか知らせてもらっていないというふうに言われると勝ち目がないと思うので、もうちょっと丁寧にしておいた方がいいかなと思います。上越市の場合には住んでいいところの大半が居住誘導区域になって、今の市街化区域の中で大半が居住誘導区域だから除外されるのは本当に一部の人だけですが、その一部の人、なんで自分のところは居住誘導区域に入らないんだと言われたときにちゃんと説明できないといけないんじゃないかと思うんですね。工業専用地域、工業地域あるいは臨港地区とか、そういう絶対に人が住まないところを除けば95%くらいは入っている。残り5%の人がちゃんと納得できるようにしておかないとまずいと思うので、そこは丁寧にやってもらった方がいいと思います。パブコメをやったからいいということではないと思うので、是非そこはご配慮いただきたい。

大島委員： 居住誘導区域とか立地適正化計画を進めるということが、今後どういうふうな形で影響してくるかという点を聞きたいのですが。例えばコンパクトシティの推進支援計画みたいなものを作ってさらに拘束されていくとか、公共交通の関係でどういった影響が出てくるのか、そういう関係性のところで今後どういう影響が出てくるのかということをお聞きしたいと思います。

宮崎部参事： 規制関係でございしますが、居住誘導区域から外の方になった場合、市街化区域であっても届出等が必要になるということになってきま

す。今後、居住誘導区域がどのような方向で推移していくかということですが、現段階では都市計画法とは連動していないということが一つございます。方向性としては縮小の方向というのは、先ほど会長の方からも話がありましたが、今の段階、これを再度直すというシステムになっておりませんので、当面の間、このような形で進むのかなと思っております。公共交通関係でございますが、逆に申し上げますと、こういうエリアのところは重点的に手当てをしていかなければいけないというふうに考えております。また、これにつきましては利用状況等も含めて変わってこようかと思いますが、公共交通関係の利便が薄くなってきた時にはその部分を外していくという作業も出てこようかと思っております。この立地適正化の基本的な考え方としては、いわゆる公共負担をいかに効率よく進めるかということと、住んでいる方々の負担をどう軽減するかという視点に立つものだと考えておりますので、そういう中では今後、見直しというのは出てくると思っておりますけれど、どの形でどの段階でどういうふうなプログラムというところまでは至っていないということでございます。

大島委員： この立地適正化計画の問題とまち・ひと・しごと創生の関係で、地方創生の時にはコンパクトシティとそれからネットワーク、そして小さな拠点形成といったことの観点でできていたと思っておりますが、今回の場合にはそういう観点がどういうふうに捉えられて、どう見たらいいのかという点。それと、上越市の場合は旧上越市と広大な 13 町村が合併している非常に全国でも稀な大合併になっている、そういう都市の中での立地適正化計画というもの、先ほどの覚悟が決まっていないところのことになってしまうかもしれませんが、そういう観点ではどのように考えていらっしゃるでしょうか。

中出会長： それは前回の審議会で説明があったと思うんですが、これは都市計画区域の市街化区域の中をどうするかということで、合併 13 区のこととか立地適正化計画ではない区域に対しては小さな拠点、総務省がやっている地域拠点の再生計画を使うのであって立地適正化計画とは直接関係がないと思っております。覚悟を決めていないというのは、市街化区域の中が本当にこんなにゆるくていいんですかと言っているんであって、上越市の市街化区域の外側、市街化調整区域も含め、あるいは都市計画区域外も含めてどうするのかというのは、上越市の総合計画の中でちゃんと維持すると書いてあります。それはこの計画とは

直接関係がないということと、総合戦略に引っ張られて総合計画が作られていると思いますが、そこは前回説明されているのでご理解いただきたいところだと思います。

安塚とか牧とか、そういうところがなくなっていいとは誰も思っていないわけで、これは、今、市街化区域の中に住んでいる人をどう寄せるかという話であって、農村部から人を集めてくるにはどうすればいいかという計画ではありません。どっちかという農村部に住んでいる人はずっと農村部に住んでいてもらわなくては困るというのが本来のスタンスのはずです。ですから市街化区域をもうちょっと整理しないととてもじゃないけれど維持できないんじゃないの、というような意味で言っていると理解していただきたいと思います。

宮崎部参事： 地方創生の方でも、コンパクトという言葉も使われております。それはネットワーク化したコンパクト、拠点を大事にするということで、違う概念で物事をやっておりませんので両方連動させてやらせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

大島委員： 実態としての動き、現実の動き的には連動、関連していこうという思いで質問させてもらいました。会長のご説明で一応了解いたしました。

中出会長： 私から一つ。10 ページ目のところの居住誘導区域の設定で、何故上越はこんなに居住誘導区域が広がるかという、ピーク時3本と拠点間を結ぶというバスのところは全部便利がいいところだからということで、圏域を300mにするとこのぐらいに広がるんですね。これを居住誘導区域として定めるのであれば、少なくとも30年間くらいは今と同じ水準でバスを走らせるという覚悟が必要であって、人がいなくなったからバスを減らしますということだったら、本来、こういうことは書いちゃいけない。それはどうしてかという、2 ページ目のところを書いてある国のポンチ絵は公共交通をちゃんと維持しているところに居住誘導区域を定めなさい、その中での結節点のところに都市機能誘導区域を定めなさいと言っているのであって、少なくとも平成42年、15年後まではこれを維持するというのが前提です。ですから、少なくとも15年間はバスがピーク時3本以上のところは3本以上、あるいは拠点間で結ぶというところについては人が乗らなくなっても維持しないと、約束を反故にするということになってしまい

ます。実は熊本市や富山市がものすごく狭い地域にしているのは、公共交通を維持できないと思っているからで、こういうふうにしたならばそこは覚悟を決めておかなければいけなくて、地域公共交通計画で維持する最優先事項はこの路線になるはずで、そうしないと多分、国交省から大目玉をくろうと思います。バスがなくなったから計画を変えますではなくて、計画を立てたから公共交通を維持します、あるいは計画を立てたのでここに施設を立地させます、ということだというふうに理解していただきたい。ですから、これから地域公共交通計画を見直す時には、この計画が少なくとも市街化区域の中についてはかなり上位計画として位置付けられることになるとと思います。他いかがでしょうか。

山岸委員： 住民説明会の進め方ですけど、町内会長連絡協議会だけでは少し不安だということで、上越市には地域協議会というシステムがありますし、そこであれば十何名かのそれぞれ地域に責任を持った委員がおられるので、審議機関でないとしてもそういったところに出前で説明に行って、意見を聞くというのも一つの手ではないかと思います。

中出会長： よろしいでしょうか。それでは先ほど事務局からも説明がありましたように、折に触れて都市計画審議会で報告をいただいて、また意見を、ということになるとと思いますので、来年度もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告案件については終わらせていただいて、あとは次第に連絡事項がありますが、これについて事務局、お願いします。

宮崎部参事： それでは、最後、連絡事項でございます。本日、ご審議いただきました立地適正化計画につきましては、来年度、今日のご意見を踏まえながら地域に入って進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。今後の審議会の日程等につきましては、詳細が決まり次第、ご案内させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

佐藤副課長： 長時間に渡りましてお疲れ様でございました。以上をもちまして都市計画審議会を終了させていただきます。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係

TEL : 025-526-5111 (内線 1784)

E-mail : toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。